の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　医療施設調査である旨（静態調査又は動態調査の別）

二　提出年月日

三　医療施設の名称及びその所在地

四　当該医療施設の所在地を管轄する保健所名及び当該保健所所在地の都道府県名

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。